



長野県報

7月4日(月)
平成28年
(2016年)
第2788号

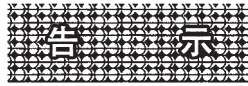
目次

告示

- 生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) 2
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定(食品・生活衛生課) 2
- 保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 3
- 解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) 4
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) 4
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課) 4
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市・まちづくり課) 4
- 長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) 5

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課) 5
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課) 5



長野県告示第397号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	株式会社上原ファーマシー	長野県上田市中央3-8-25	川边上原薬局	長野県上田市上田原157-1	平成28年6月1日
介護予防通所介護	株式会社大栄産業	長野県上高井郡高山村大字高井4894-1	リハライフ須高	長野県上高井郡高山村大字高井4894-1	平成28年5月1日
通所介護、介護予防通所介護	株式会社北アルプスの風	長野県安曇野市豊科南穂高2240-1	リーベまつかわ	長野県北安曇郡松川村5689-77	平成28年6月1日
通所介護、介護予防通所介護	特定非営利活動法人生活支援舎	長野県安曇野市豊科高家5809-1	宅老所いいせ新宅	長野県安曇野市豊科高家5809-1	平成28年3月1日
居宅療養管理指導	株式会社コウズケヤ	長野県上田市蒼久保555-1	コウズケヤ薬局豊里	長野県上田市蒼久保555-1	平成28年5月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	株式会社三悠堂	長野県長野市稲里町中水鉋2064番地	須坂あすなる薬局	長野県須坂市北原町556-3	平成28年4月1日

地域福祉課

長野県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
通所介護、介護予防通所介護	株式会社笑福	長野県岡谷市長地梨久保2-18-1	リハビリテーション笑福	長野県岡谷市長地小萩2丁目8-28	株式会社笑福 リハビリテーション笑福	株式会社ドリーム ライフ リハビリテーション 颯・絆	平成28年 2月1日

地域福祉課

長野県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	社会福祉法人みなみ信州	長野県飯田市鼎中平2009-5	社会福祉法人みなみ信州指定福祉用具貸与事業所	長野県飯田市鼎中平2009-5	平成28年3月31日
訪問介護、介護予防訪問介護	社会福祉法人みなみ信州	長野県飯田市鼎中平2009-5	社会福祉法人みなみ信州指定訪問介護事業所	長野県飯田市鼎中平2009-5	平成28年3月31日
居宅介護支援事業	社会福祉法人みなみ信州	長野県飯田市鼎中平2009-5	社会福祉法人みなみ信州指定居宅介護支援事業所	長野県飯田市鼎中平2009-5	平成28年3月31日

地域福祉課

長野県告示第400号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定します。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部 守一

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 大森利夫
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日、内容及びに会場の名称及び所在地

(1) 第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習

ア 開催年月日、内容及び会場

開催年月日	内 容	会場の名称及び所在地
平成28年 10月2日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	松本市 長野県松本勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26
平成28年 10月13日(木)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	箕輪町 伊那プリンスホテル 箕輪町大字中箕輪8288-1
平成28年 10月20日(木)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	上田市 長野県上田合同庁舎 上田市材木町1-2-6
平成28年 10月30日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	長野市 ホテル信濃路 長野市中御所岡田131-4

イ 受講料

- (7) クリーニング師の研修 5,000円
- (4) 業務従事者に対する講習 4,500円

(2) 第2型業務従事者講習

ア 受講対象者、内容及び受付期間

受講対象者	内 容	受付期間
遠隔地に居住する者 その他(高齢者等)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	平成28年8月1日から 平成28年8月31日まで

イ 受講料

- (7) クリーニング師の研修 5,000円
- (4) 業務従事者に対する講習 4,500円

食品・生活衛生課

長野県告示第401号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草7379の149、7379の150、7379の154、7416の4
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第402号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草6276の2・6553の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、6553の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第403号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
木曽郡南木曽町読書944の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第404号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
城嶺神社下
- 2 一部について指定を解除する区域
北安曇郡白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第405号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除します。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 全部について指定を解除する区域の名称
西東原沢及び北境沢
- 2 全部について指定を解除する区域
北安曇郡白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第406号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除します。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 全部について指定を解除する区域の名称
南黒川沢
- 2 全部について指定を解除する区域
北安曇郡小谷村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
白馬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域

白馬都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び白馬村役場

都市・まちづくり課

長野県告示第408号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年6月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
佐久市長 柳田 清二	佐久市中込3056	佐久市中込3056 佐久市役所 会計課

会計課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ささえ愛

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部 守一

1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
大木 優	北佐久郡御代田町大字草越622-1	北佐久郡御代田町大字草越字追分道添782-1
西沢 明	小県郡青木村大字当郷1620-2	小県郡青木村大字当郷字岡石326ほか1筆
農事組合法人らいふ	伊那市高遠町下山田643	伊那市高遠町小原803

3 代表者の氏名

宮坂 博通

4 主たる事務所の所在地

千曲市大字内川字押堀1133番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、児童及びその家族が、住み慣れた地域で、支え合いながら生きいきと暮らすことができるよう、家庭的な雰囲気のもとで介護や生活支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年7月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あずみ野の風
- 3 代表者の氏名
逸見 敏子
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高有明2099番地30
- 5 定款に記載された目的

この法人は高齢者、障害者をはじめ、全ての人々が住み慣れた環境の中で、自立して健やかに暮らせるよう、介護と生活支援を行い、以ってこの地域の人々が健康を維持し、心豊かに住み続けられる社会と、その仕組みの構築に寄与することを目的とする。

県民協働課